

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (金庫競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再取題の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	収札・応募者数			
平成28年度鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾6597-1	平成28年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山1115	2040005016886	会計法29条の3第4項 当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しない。	-	35,090,000	0		公財	国認定	1	標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられていること等により、他者への発注は困難である。	有	
平成28年度シマフクロウ保護増殖事業(給餌・監視・生息状況調査・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当官 環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所長 安田 直人 北海道釧路市幸町10丁目3番地	平成28年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田三丁目54番5号	1011305001870	本業務では、シマフクロウ保護増殖事業の適切かつ効果的な実施のために、本種の分布、行動圏、生息・繁殖状況等に関して継続的な調査を行う。そのため、標識の装着により個体を識別し、性別、行動圏、繁殖等、個体の生息情報の収集・整備を進める。また、河川環境等の生息環境が定まるまでの暫定的な措置として給餌を行うとともに、稚鳥管内においてシマフクロウ生息地として関係者に周知されている2地域について監視等を行う。さらに、シマフクロウ用の巣箱の設置等を行うものである。本業務の実施に当たっては、シマフクロウの生息や生息状況に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないよう事業を実施することが出来る高い技術力が求められる。シマフクロウの生息・生息状況に精通する関係者との情報網をもち、シマフクロウの生息に関し指導等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては参加者確認公募方式を適用したところ、一者のみ応募があり、この一者は応募要件を満たしていた。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、該随意契約の相手方として公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	-	11,610,000	0		公財	国認定	1	本業務は、参加者確認公募方式で募集した結果、参加希望書類の提出は1者のみであった。なお、参加条件は本業務の実施に支障が生じない必要最小限の内容になっており特定の業者に限定されるものではない。	有	
平成28年度食品廃棄物不適正転売事業等の再発防止に資する電子マニフェストシステム改修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 青野 敬男 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年11月15日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	本業務は、平成28年1月に発生した食品廃棄物の不正転売事業を踏まえ、今後の不正防止及び排出事業者の処理責任の徹底へ向けて、電子マニフェストシステムへの登録・報告に不適正な内容がある場合にこれを検知し、関係業者に警告できるようにシステムの改修を行うとともに、産業廃棄物の排出から処分までの過程を画像と位置情報で管理する仕組みの構築へ向けて、民間事業者と連携したモデル事業を実施することを目的とするものである。 上記に係る業務を履行するに当たっては、電子マニフェストに関して幅広く豊富な知見を有した者でなければならないこと、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条の2に基づき、平成9年に全国唯一の情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができるのは情報処理センターとして指定されている当センターのみとなっている。 また、システムの開発に当たっては、現在の電子マニフェストシステムの運用・保守を行いながら、限られた期間内に設計してプログラムを追加する必要があり、かつ、最新のシステム機能として確実かつ高品質なものとするため、現システムを詳細かつその根幹部分を熟知している当センターの管理監督の下、最新のIT技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。 以上のことから平成18年9月25日付財務大臣通知「公共調達適正化について」(財計第2017号)の1.(2)「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、本業務をの契約先として相応しい唯一の団体として当センターと随意契約を行うものである。	-	34,781,361	0		公財	国認定	1	28年度限りの業務である。	無	
平成28年度ITを活用した循環型地域づくり整備事業	支出負担行為担当官 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年10月13日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条の2に基づき、平成9年に全国唯一の情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができるのは情報処理センターとして指定されている当センターのみとなっている。 以上のことから、平成18年9月25日付財務大臣通知「公共調達適正化について」(財計第2017号)の1.(2)「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められる。(会計法第29条の3第4項)	-	18,965,000	0		公財	国認定	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成28年度アジアにおける環境影響評価促進推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口21-08-11	8021005009182	根拠法令:会計法第29条の3第4項 本業務は、国際影響評価学会(IAIA)の第36回年次会合が2016年5月に日本で開催されることを受け、当該会合の機会を活用してアジア地域における環境影響評価の促進を図るための会合を開催し、アジア地域における環境影響評価の高度化と最適化を図ることを目的とする。 平成27年度に複数年(平成27、28年度の2か年)の事業実施を見通した総合評価落札方式による一般競争入札を行い、その結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関と契約を締結した。 本業務は、2か年にわたる業務の2か年度目であり、あらかじめ契約委員会で「提案書評価委員会に準じる組織」における審査及び契約委員会への附議を省略することの了承を得ている。 本業務は、国際影響評価学会(IAIA)の第36回年次会合が2016年5月に日本で開催されることを受け、当該会合の機会を活用してアジア地域における環境影響評価の促進を図るための会合を開催し、アジア地域における環境影響評価の高度化と最適化を図ることを目的とする。 平成27年度に複数年(平成27、28年度の2か年)の事業実施を見通した総合評価落札方式による一般競争入札を行い、その結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関と契約を締結した。 本業務は、2か年にわたる業務の2か年度目であり、あらかじめ契約委員会で「提案書評価委員会に準じる組織」における審査及び契約委員会への附議を省略することの了承を得ているため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約を締結するものとする。	-	23,100,000	-		公財	国認定	1		一者応札を改善するため、公告期間の延長を実施する。	有
平成28年度環境研究総合推進費(陸棚・島嶼を含む国際的閉鎖海域・日本海の海域管理法の開発)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 三好 信俊 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5番5号	523005000125	本委託業務は、環境研究総合推進費による研究のうち、「陸棚・島嶼を含む国際的閉鎖海域・日本海の海域管理法の開発」を、公益財団法人環日本海環境協力センターへの委託により実施するものである。 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人環日本海環境協力センターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移してきており、平成28年度も公益財団法人環日本海環境協力センターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切である。 以上の理由により、公益財団法人環日本海環境協力センターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	25,507,000	-		公財	国認定	1		環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定しているため、審査や評価に関して公平性・公正性の確保が十分図られているため、見直しの必要はない。	有
平成28年度環境研究総合推進費(沿岸海域管理のための統合数値モデル構築)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 三好 信俊 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人国際エメックスセンター 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号人と防災未来センター東館5階	914005020178	本委託業務は、環境研究総合推進費による研究のうち、「沿岸海域管理のための統合数値モデル構築」を、公益財団法人国際エメックスセンターへの委託により実施するものである。 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成26年度環境研究総合推進費において、平成30年度までの研究課題として公益財団法人国際エメックスセンターが実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移してきており、平成28年度も公益財団法人国際エメックスセンターにおいて引き続き研究をおこなうことが適切である。 以上の理由により、公益財団法人国際エメックスセンターを本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	35,687,910	-		公財	国認定	1		環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定しているため、審査や評価に関して公平性・公正性の確保が十分図られているため、見直しの必要はない。	有
平成28年度G7富山環境大臣会合等資料作成業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口21-08-11	8021005009182	本業務に係る業者を選定するため、平成27年度に企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1名であった。企画書審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する実施体制や仕様書の骨子にあたる部分について具体的な提案を示している点で高く評価され、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、当方の提示した業務目的に合致し、審査基準を満たしていたことを確認した。 また、環境大臣会合の開催は、2016年(平成28年)5月が予定されていることから、平成27年度は事前準備業務、平成28年度は会議開催業務を実施することとし、2か年を前提とした企画競争として実施をした。また、環境大臣会合の開催は、2016年(平成28年)5月であり、平成28年度単一の企画開催である。そのため、本年度と次年度が一括不可分の継続事業であり、本年度の成果を評価する余裕がないと考えられることから、平成28年度の契約委員会に係る審査手続きを省略することとして審査を終了している。 以上の理由により、本請負業務の契約相手方として、公益財団法人地球環境戦略研究機関を選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	26,350,000	-		公財	国認定	1		28年度限りの業務である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成28年度環境研究総合推進費(アジアにおける資源環境制約下のニーズ充足を目指す充足性アプローチへの政策転換)による研究委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年6月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	環境研究総合推進費では、様々な分野における研究者の総力を結集して、学際的・国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって環境の保全に資することを目的としている。環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。当該課題は、標記環境研究企画委員会において、実施することが適切である旨、あわせて評価がなされている。以上の理由により、当該者を本委員会の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	39,876,000	-		公財	国認定	1	環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成28年度環境研究総合推進費において、平成32年度までの研究課題として公益財団法人地球環境戦略研究機関が実施することが適切であるとして採択されたもの。	無	
平成28年度二国間クレジット制度の効率的な実施のためのMRV促進支援事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	本業務は、途上国においてJCMを活用した排出削減プロジェクトの効果的な実施に資することを目的として、JCMのプロジェクトサイクルに係るMRV(Measurement, Reporting, Verification)実施のための各種支援、JCMを含む新メカニズムや市場メカニズムの運用促進のための各種取組(ワークショップや国際会議等の開催、並びに必要な教材やデータの整備、調査・分析等)を行うものである。本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効応募者は1者であった。提出された有効な企画書につき、地球環境局内に設置した企画審査委員会において書面審査を行った。厳正な選考の結果、関連分野での過去の実績はもとより、本制度を実施するために重要となる途上国各種におけるMRV体制の構築を支援するための知識や各種取組方法についての提案が高く評価された公益財団法人地球環境戦略研究機関による提案は、当該業務の目的にも合致し、優秀であると判断した。以上のことから、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	260,000,000	-		公財	国認定	1	28年度限りの業務である。	無	
平成28年度アジア地域の「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」のための事前調査等実施委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年6月9日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110	9120005012202	本業務は、アジア地域の途上国における低炭素技術(エネルギー起源CO2排出抑制のための技術)の普及による世界全体の温室効果ガスの効果的な削減に寄与すべく、途上国のニーズを考慮しつつ、我が国の低炭素技術シーズの発掘を行うことにより、「低炭素技術イノベーション創出事業」のための事前調査を行うことを目的とする。本業務の実施方法や企画内容等は多種多様に想定され、予定価格が大きく変動しうるため実家が予定価格を予め設定することは困難であり、総合評価落札方式による一般競争入札によることができないため、企画競争方式を適用する。	-	79,935,637	-		公財	国認定	1	28年度限りの業務である。	無	
平成28年度二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業におけるリース・ESCOスキームを活用する事業に対する資金支援方針の検討調査及びJCM資金支援事業を利用した案件実施への参画促進委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 鎌形 浩史 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年12月28日	公益財団法人地球環境センター 大阪市鶴見区緑地公園2番110号	9120005012202	本業務は、JCMへの民間事業者等の参画を一層促進することを目的として、JCMの制度やJCM資金支援事業に係る情報の普及を図るとともに、JCMの下での具体的な排出削減プロジェクトの実施及び投資促進に資するリース・ESCOスキームを活用する事業に対する資金支援対策を検討するものである。JCMは優れた低炭素技術等の途上国への普及を促進し、事業の実施を通じて地球規模での排出削減に貢献するものであるが、海外における民間企業等による事業の実施を促進するためには、対象とする業界や有価企業等の個別ニーズを踏まえ、良識の地った意見や創意工夫による企画を活かした柔軟かつ具体的な内容とする必要がある。これらのことから、複数の者に企画書等の提出を求め、業務の実施にふさわしい高度な知識や技術力を有する最も優秀な企画書等を提出した者を契約相手方として選定する方法が最も有効であり、また、事業者の企画内容に応じて業務の実施方法等が多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価落札方式による一般競争入札によることができず、企画競争方式を適用するものである。	-	24,943,790	-		公財	国認定	1	28年度限りの業務である。	無	
平成28年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年5月24日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)は、2010年11月に、アジアの環境所管官庁及び国際機関関係者の賛同を得て設立された。設立の際に承認された作業計画において、ACP事務局を財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が担うことが明記されている。また、国際応用システム分析研究所(IASA)は、国際的な研究機関であり、我が国は設立以来の加盟国である。2011年2月に開催された日本委員会において、IASA日本委員会規程に基づき日本委員会事務局について協議が行われ、IGESが、国際的な立場における各国政府への信頼性および実績を有し、環境者に代わり各国政府との連絡調整を行うことができるネットワークを有していることから、IASA日本委員会の事務局となることが了承された。会計法第29条の3第4項	-	14,700,000	-		公財	国認定	1	本業務は、「条約等の国際的取決めに伴い、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争性が不在の場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成28年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	本業務は、全国10カ所の国設放射性雨測定所に設置している環境放射線等測定機器で収集した測定データや、各測定所の周辺で採取している環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベルやその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気浮遊じん、大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づき放射線物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。本業務を請け負う者については、これらの目的を達成するため、放射線等の測定・分析について、技術力、業務実施体制及び業務実績に関する要件を満たしていることが必要である。 平成28年度における業務の実施にあたり、参加者確認公募方式に基づき公募をかけた。公益財団法人日本分析センターと平成28年度及び平成27年度に随意契約を行った。 本業務においても、平成27年度に引き続き、原子力規制委員会が福島第一原発事故後に設置した251カ所の空間放射線量率データ及び大気浮遊じん等のデータの提供を受けて環境放射線等モニタリング調査結果と併せて評価を行うことを予定している。そのため本業務では、平成27年度と同レベルでの評価基準及び評価方法により平成28年度に得られたデータを評価する必要があることから、本業務を実施可能な契約相手は平成27年度において環境放射線等モニタリング調査の試料分析を行った公益財団法人日本分析センター以外にない。 また、国内や海外で原子力災害や事故が発生した場合や、海外で核実験が行われた場合、環境省担当者からの連絡をうけ、直ちに全国10カ所の国設放射性雨測定所に設置されている放射線等測定装置の測定頻度をあげると、緊急モードへの切り替えの処置を行い、そこで得られたデータを速やかに分析、解釈するといった対応体制を整備することにも、公益財団法人日本分析センターは、このような緊急対応依頼があった場合、直ちにそれに対応できるよう、常に万全の組織内の連絡体制が取られており、過去に環境省からの緊急の要請をうけ、速やかに対応を行った実績がある。 よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約するものである。	52,399,440	0	0	0	公財	国認定	1	対策として、平成29年度では、「参加者確認公募方式」による契約を行った。	有	
平成28年度アジア水環境改善モデル事業(ベトナム国における排水処理の高度化・省コスト対応制システム普及事業)業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人国際科学振興財団 茨城県つくば市春日三丁目24番16	6050005008697	(1) 政府の「日本再興戦略」において「インフラシステム輸出戦略」が位置づけられるなど、アジアの水ビジネス市場は将来的に大きな成長が見込まれていることから、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参加が期待されている。 本業務の実施に際しては、海外においてビジネスとして将来的に持続可能な水環境改善技術を開発し、かつその技術を用いた実用可能な処理施設を用いて現場において実証試験を実施することが可能な技術力を有する者を選定する必要がある。 したがって、複数の者にプロジェクト応募票等の提出を求め、候補となるアジアの特定地域での水環境改善プロジェクトに關し、最も水環境改善効果が高く、かつ事業としての実現性や将来の発展性の高い提案等を提出させ、技術を選定する方法が最も有効である。 (2) 本事業者は「平成27年度アジア水環境改善モデル事業」の公募要領に従い公募(平成27年度から3年を想定)したところ、外部有識者等で構成される「アジア水環境改善ビジネス展開促進方策検討会(以下「検討会」という。)」において8調査対象事業として選定され、平成27年度に調査を実施したものである。 平成27年度の事業実施報告を検討会で報告した結果、公益財団法人国際科学振興財団の排水の有効微生物処理技術の水環境改善効果に加え、特に事業の実現可能性、ビジネスモデルとしての将来展望・拡大可能性が高く評価され、平成28年度も引き続き契約する者として相応しいものと判断された。 このため、公益財団法人国際科学振興財団を本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	19,581,080	0	0	0	公財	国認定	1	平成27年度に公募により実施した事業であるが、事業採択時及び次年度以降の事業継続の必要性については、外部有識者による検討会において審査を行っている。	有	
平成28年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 正田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島町5-5	5230005000125	北西太平洋地域海行動計画(以下「NOWPAP」という。))とは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」の一つである。 NOWPAPは日本海及び黄海をその対象海域とし、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国によってその設立が採択され、その後各種活動が進められている。 1999年4月の第4回政府間会合において、地域活動センター(RAC)の設置が決定され、我が国においては、富山県にリモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し管理するための「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター」(以下「CEARAC」という。))が設置された。 富山県を本拠地とする公益財団法人「環日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間会合においてCEARACに指定され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 以上のような経緯から、本事業は平成18年8月25日付財務大臣通知(新計第2017号)の競争性のない随意契約によることを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めに従い、契約の相手が一に定められているもの」に該当し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たることから、随意契約を行うものである。	19,400,000	0	0	0	公財	国認定	1	当業務は、「条約等の国際的取決めに従い、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合として、契約相手方は、公益財団法人環日本海環境協力センターである必要があり、引き続き随意契約の必要がある。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する都府の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成28年度全国野鳥保護のつどい記念式典等実施業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 立田 寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年4月19日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5第1 0田中ビル3階	1011305001870	本業務は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために愛鳥週間(5月10～16日)に行われる「全国野鳥保護のつどい」記念式典、並びに本記念式典の関連行事として初冬(11月下旬～12月上旬)に行われる「全国野生生物保護実践発表大会」を円滑に開催することにより、国民の野生生物保護思想の高揚に資することを目的とする。 本業務の中核行事である記念式典については、(公財)日本鳥類保護連盟と環境省との共催で行われており、各種事務を同連盟が担っている。 また、同式典には常陸宮殿下の御臨席を賜って行っており、宮家との調整ができる者でなければならず、同連盟はこれまでも同様に実施してきた実績がある。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(公財)日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	-	20,800,000	-		公財	国認定	1		有	本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が発足当初からの主催者であり、環境省が昭和47年度から共催者となっている。また普及啓発活動を継続的に行っており、宮家との調整及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、随意契約によるざるを得ない。
平成28年度「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト普及啓発等推進業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 鳥居 敏男 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年8月10日	公益社団法人日本環境教育 フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-38-5	6011105004508	本業務では、環境省が示した施策について、提案者の幅広い知見や創意工夫を元に様々な手段の中から最も効果的な企画の提案を求めることが有効であり、現時点で詳細に業務内容を決定することは適当ではないと考えられることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	24,800,000	-		公社	国認定	2		無	自己点検項の項目31に基づいて点検を実施した。(今後は一般競争入札を実施予定である。)
平成28年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当 環境省大臣官房会計課長 鳥居 敏男 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成28年10月11日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5	1011305001870	本業務の実施に当たっては、トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等を把握し、トキの生息等に関する知識、保護に向けた科学的知見を持ち、中国の専門家等との十分な信頼関係が構築され、中国の社会環境等にも精通した者を有し、トキを含めた希少鳥類の輸出入、運搬等に関する業務や関与の実績を有することが必要である。 (公財)日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類の専門家を有し、平成11年度～平成27年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しており、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たす者が1者のみ又は複数者存在するかを確認するため平成19年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望は、(公財)日本鳥類保護連盟1者のみあり、他の応募はいむであったため、本業務を実施できる者は、(公財)日本鳥類保護連盟のみであると判断され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたため。	-	15,500,000	-		公財	国認定	1		有	平成19年度から参加者確認公募方式を適用したが、平成24年度まで応募は公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみからであったため、平成25年度以降は随意契約としたもの。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所定の頁数を加えることその他所定の調整を加えることができる。